

様式第三十四の備考2中「様式第20の備考2」を「様式第20の備考3」に改め、
様式第六十一の1から様式第六十一の四までを削る。

様式第六十一の五中「様式第61の5（第46条関係）」を「様式第61の2（第46条関係）」に改め、同
様式の備考2及び備考3中「拒絶査定に対する審判」を「拒絶査定不服審判」に改め、同様式を様
式第六十一の1にする。

様式第六十一の備考一中「特許法第125条の2第1項の審判」を「延長登録無効審判」に改め、
同様式の備考2中「特許法第126条第1項の審判」を「訂正審判」に改め、同様式の備考3中「特
許第○○○○○○○号無効審判」を「特許第○○○○○○○号特許無効審判」に改め、「特許存続期
間」を削り、同様式の備考4中「特許法第123条第1項の審判」を「特許無効審判」に改め、同様
式の備考9中「様式第57の備考2並びに様式第61の2の備考3」を「並びに様式第57の備考2」
に改め、同様式を同様式の備考1に、同様式5の備考8を備考2に、備考7を備考3に、備考
6を備考9に、備考5を備考8に、同様式の備考4の次に次のものを加える。

5 「氏名(名称)」は、法人又は法人でない社団等にあつては、名称を記載し、その次に「代表者」
の欄を設けて、その代表者の氏名を記載し、代表者の印を押す。また、その法人の名称が法人等
を表す文字を含まないものであるときは、「代表者」の欄の次に「法人の法的性質」の欄を設けて、
「〇〇法の規定による法人」、外国法人にあつては「〇〇国の法律に基づく法人」又は法人でな
い社団等にあつては「代表者(管理人)の定めのある社団(財団)」のように当該法人等の法的性
質を記載する。

6 特許法第126条第2項ただし書の規定により訂正審判を請求するときは、「5 被請求人」の欄
の次に「6 特許無効審判の審決に対する訴えの提起日」の欄を設けて、「平成何年何月何日」の
ように記載する。

7 「請求の理由」の欄は、次の要領で記載する。
イ 特許無効審判を請求するときは、「1. 請求の理由の要約」、「2. 手続の経緯」、「3. 特許無効
審判請求の根拠」、「4. 本件特許を無効にすべき理由」、「5. むすび」のように項目を設けて記
載する。

ロ 延長登録無効審判を請求するときは、「1. 手続の経緯」、「2. 延長登録無効審判請求の概
要」、「3. 本件延長登録を無効にすべき理由」、「4. むすび」のように項目を設けて記載する。

ハ 訂正審判を請求するときは、「1. 設定登録の経緯」、「2. 訂正の理由」、「3. 訂正事項」、
「4. 訂正の原因」のように項目を設けて記載する。

様式第六十三中「様式第63（第47条関係）」を「様式第63（第47条、第47条の2関係）」に改め、同
様式の備考2中「様式第3」を「その他は、様式第3」に、「様式第62の備考5」を「様式第62の備考
8」に改め、同様式を同様式の備考3に、同様式5の備考1及び備考2を削り、次のものを加える。

1 「答弁の趣旨」の欄には、審判の請求の趣旨又は弁駁の趣旨に対する答弁の趣旨を記載する。
ただし、当該答弁の趣旨が、既に提出された答弁書に記載されている事項と同一の内容のもので
ある場合には、「答弁の趣旨」の欄は設けるには及ばない。

2 「理由」の欄には、請求人の主張に対する反論を具体的に記載する。

様式第六十三の11中「1 事件の表示 平成 年 審判第 号
(第 号特許無効審判事件)」を「1 事
件の表示」に改め、同様式の備考一中「特許法第123条第1項の審判」を「特許無効審判」に、「無効
審判事件」を「特許無効審判事件」に改め、同様式5の備考3を備考4に、同様式の備考2の次に
次のものを加える。

3 特許法第134条の3第3項の規定により明細書、特許請求の範囲又は図面を援用するときは、「添
付書類の目録」の欄に、援用に係る明細書等の書類名を記載し、その次に「援用の表示」の欄を
設けて、援用される当該書類が提出された手続に係る審判番号を記載する。

様式第六十三の11の次に次の同様式を加える。

様式第63の3（第47条関係）

意見書
(平成 年 月 日)

特許庁審判長 殿
1 審判の番号
2 請求人(被請求人、参加人)
住所(居所)
(電話又はファクシミリの番号)
氏名(名称) ㊟
3 代理人
住所(居所)
(電話又はファクシミリの番号)
氏名(名称) ㊟
4 訂正拒絶理由通知の日付
5 意見の内容
6 証拠方法
7 添付書類又は添付物件の目録
〔備考〕

1 「審判の番号」の欄には、「無効○○○○—○○○○」のように審判の番号を記載する。
2 特許法第134条の2第3項の規定による意見の申立てをする場合であつて、訂正の請求をした
者がするときは、「2 請求人(被請求人、参加人)」の欄を「2 被請求人」と、特許無効審判
の請求人がするときは、「2 請求人(被請求人、参加人)」の欄を「2 請求人」とする。
3 特許法第153条第2項の規定による意見の申立てをするときは、「訂正拒絶理由通知の日付」の
欄を「無効理由通知の日付」と、同法第150条第5項の規定による意見の申立てをするときは、「訂
正拒絶理由通知の日付」の欄を「証拠調べ通知の日付」又は「証拠保全通知の日付」とする。
4 その他は、様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、
様式第57の備考2並びに様式第62の備考8と同様とする。

様式第63の4（第47条の3関係）

審判事件弁駁書
(平成 年 月 日)

特許庁審判長 殿
1 審判の番号
2 請求人
住所(居所)
(電話又はファクシミリの番号)
氏名(名称) ㊟
3 請求人の代理人
住所(居所)
(電話又はファクシミリの番号)
氏名(名称) ㊟
4 被請求人
住所(居所)
氏名(名称)
5 被請求人の代理人
住所(居所)
氏名(名称)
6 弁駁の趣旨
7 理由
8 証拠方法
9 添付書類又は添付物件の目録